

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-2 業務の適切性（投資運用業）</p> <p>VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性</p> <p>VI-2-2-5 その他留意事項</p> <p>（1）（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-2 業務の適切性（投資運用業）</p> <p>VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性</p> <p>VI-2-2-5 その他留意事項</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）現金担保の再投資についての留意事項</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>証券の貸し手（及び／又はその代理業者）である投資一任業者は、担保付きで行う証券の貸借取引の際に受領した現金担保を再投資する場合には、それがレバレッジをかけて運用していると認められる場合に限り、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年8月）の提言6を踏まえ、以下のような点に留意することとする。</u></p> <p>① <u>ハイレベル原則</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ. <u>現金担保の再投資に係る戦略や投資ガイドラインを策定するにあたっては、証券の借り手によっていつでも現金担保の払戻し請求がされ得る可能性に鑑み、合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるに足る十分な流動性を有する資産を保有しているかを検討のうえ、関連する流動性リスクを管理する措置を講じることとしているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>ロ. 現金担保を再投資するにあたっては、元本の保全を主な目的の一つとして実施することとしているか。特に、現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを策定するにあたっては、現金担保の再投資の対象資産の市場の流動性が低下し、当該資産の流動化が損失を招くような状況において、予期せぬ多額の現金担保の払戻し請求があった場合に当該請求に応じることができるか否かを勘案することとしているか。</u></p> <p><u>ハ. 現金担保の再投資は、証券の貸し手である投資一任業者が定め、社内で承認を受けた投資方針に沿って実施されることで、当該投資一任業者のリスクプロファイルに重大な追加的リスクが生じないようにすることとしているか。現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを策定・承認するにあたっては、自社の活動全体に対する当該活動の規模を勘案することとしているか。</u></p> <p><u>ニ. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインが、正式に文書化され、現金担保の実質保有者に通達されることとしているか。</u></p> <p><u>ホ. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを、明示的に承認し、正式に文書化し、定期的に見直しを行うこととしているか。当該ガイドラインは、①のハイレベル原則に沿った内容となっているか。証券の貸し手の代理業者である</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>投資一任業者は、全ての顧客がこのような現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを備えていることを確認しているか。</u></p> <p>へ. <u>現金担保の払戻し請求に備えて保有する資産は、非常に流動性の高い、透明性のある価格設定がされたものであり、少なくとも日次で値洗いされ、必要な場合には売却前の評価額に近い価格での売却が可能か。</u></p> <p>② <u>流動性リスク、信用リスク、及びその他のリスク</u></p> <p>イ. <u>現金担保を再投資するにあたって、次のような点に留意することとしているか。</u></p> <p>a. <u>内在する満期ミスマッチを抑制する措置を講じているか。</u></p> <p>b. <u>合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるに足る十分な流動性を有し、かつリスクの低い資産（ストレスシナリオに備えるためのバッファを含む。）を保有しているか。</u></p> <p>c. <u>現金担保の再投資に係る投資ガイドラインに基づくリスク管理態勢を構築しているか。</u></p> <p>ロ. <u>現金担保の再投資に係るポートフォリオ制限や、現金担保の払戻し請求に備えた流動性バッファについて、次のような要件を策定し、継続的に遵守しているか。</u></p> <p>a. <u>合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるべ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>く、短期間（例えば、「一日」や「一週間」）で容易に換金可能な再投資先として、次のようなポートフォリオに最低限の割合を設定しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>短期預金（信用力の高い金融機関に預け入れられるものに限る。）</u> ・ <u>極めて流動性の高い短期金融資産（例えば、信用力の高い短期国債や債券）</u> ・ <u>短期取引（例えば、極めて流動性の高い資産を裏付とするオーバーナイトのリバースレポ取引）</u> <p>b. <u>再投資先のポートフォリオについて、WAM（加重平均満期）及び／又はWAL（加重平均残余期間）に一定の上限を設定しているか。</u></p> <p>c. <u>再投資先の個々の組入資産の残存期間について、流動性に応じた資産区分によって異なる上限を設定しているか。</u></p> <p>③ <u>ストレステスト</u></p> <p>イ. <u>合理的に予想される、及び予期せぬ現金担保の払戻し請求に応じることができるかを評価すべく、継続的にストレステストを実施することとしているか。</u></p> <p>ロ. <u>上記イのストレステストは、現金担保の再投資先のポートフォリオの流動性を評価するにあたって、次のようなストレスシナリオを設定しているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>a. <u>金利変動</u></p> <p>b. <u>想定を超える金額の現金担保の払戻し請求</u></p> <p>c. <u>貸付証券を含むファンドの投資家からの想定を超える償還請求</u></p> <p>d. <u>現金担保の再投資先のポートフォリオにおける信用力の変動</u></p> <p>④ <u>開示</u></p> <p>イ. <u>証券の貸し手の代理業者である投資一任業者は、証券の実質保有者である顧客に対し、十分な頻度で、貸付証券のポートフォリオ及び現金担保の再投資先のポートフォリオの構成銘柄及び評価額に係る開示を行っているか。</u></p> <p>ロ. <u>上記イの開示事項として、少なくとも次のようなものが含まれているか。</u></p> <p>a. <u>現金、又は流動性ホライズンが「一日」や「一週間」の現金同等物で保有している資産の割合</u></p> <p>b. <u>現金担保の再投資先のポートフォリオのWAM（加重平均満期）及び／又はWAL（加重平均残余期間）</u></p> <p>c. <u>個別投資の最長残存期間</u></p> <p>d. <u>「流動性の低い証券」（その定義の仕方を含む。）で保有している資産の割合</u></p> <p>e. <u>貸付証券を含むファンドにおける以下の項目の最大エクスポージャー</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個別証券</u> ・ <u>発行体</u> ・ <u>資産の種類</u> <p>f. <u>有担保エクスポージャーと無担保エクスポージャーの配分</u></p> <p>g. <u>リバースレポ取引で受領した担保の配当</u></p> <p>h. <u>現金担保の再投資先のポートフォリオの平均利回り</u></p> <p>i. <u>ストレステストの結果</u></p> <p>(3) <u>レポ形式の取引についての留意事項</u></p> <p><u>投資一任業者が担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買（以下「レポ形式の取引」という。）を行うとき（その代理業者である場合を含む。）には、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年8月）の提言9を踏まえ、担保の評価及び管理について、以下のような社内規定等を策定しているか。</u></p> <p>① <u>担保の種類</u></p> <p><u>レポ形式の取引に係る担保としては、取引相手の破綻時であっても次のような要件を満たすものだけを認めることとしているか。</u></p> <p>イ. <u>法令等に反することなく一定期間保有することが可能</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や事故届出等を通じて把握された、取引決済のための口座に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基</p>	<p><u>であること。</u></p> <p><u>ロ. 評価が可能であること。</u></p> <p><u>ハ. 適切なリスク管理が可能であること。</u></p> <p>② <u>コンティンジェンシープラン</u></p> <p><u>イ. 市場で最大規模の取引相手が破綻した場合(市場のストレス時を含む。)のコンティンジェンシープランを策定しているか。</u></p> <p><u>ロ. 上記イのコンティンジェンシープランには、次のような項目が含まれているか。</u></p> <p>a. <u>デフォルト後の担保の管理方法</u></p> <p>b. <u>秩序ある方法での担保の流動化の可否</u></p> <p>③ <u>マージンコール</u></p> <p><u>イ. 担保及び貸付証券の値洗いを少なくとも日次で行うこととしているか。</u></p> <p><u>ロ. マージンコール(値洗いにより生じた担保金の過不足を期間内にいつでも請求することができる権利のことをいう。)を少なくとも日次で行うこととしているか。</u></p> <p>(4) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や事故届出等を通じて把握された、取引決済のための口座、現金担保の再投資及びレポ形式の取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>(3) (4) (略)</p> <p>VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 (新設)</p> <p>VI-2-5 ファンド運用業に係る業務の適切性 (新設)</p> <p>VI-3 諸手続 (投資運用業)</p>	<p>じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>(5) (6) (略)</p> <p>VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性</p> <p><u>VI-2-3-5 その他留意事項</u> <u>VI-2-2-5(2)(3)(4)の規定は、投資信託委託業等に係る業務の適切性について準用するものとする。</u></p> <p>VI-2-5 ファンド運用業に係る業務の適切性</p> <p><u>VI-2-5-4 その他留意事項</u> <u>VI-2-2-5(2)(3)(4)の規定は、ファンド運用業に係る業務の適切性について準用するものとする。</u></p> <p>VI-3 諸手続 (投資運用業)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>VI-3-2 承認及び届出等 VI-3-2-3 運用報告書</p> <p>(1) 投資一任業に係る運用報告書の記載内容</p> <p style="padding-left: 20px;">① (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>VI-3-2 承認及び届出等 VI-3-2-3 運用報告書</p> <p>(1) 投資一任業に係る運用報告書の記載内容</p> <p style="padding-left: 20px;">① (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">② <u>金商業等府令第134条第1項第3号ニ(1)に規定する「有価証券の売買その他の取引」のうち、レポ形式の取引については、その取引に係る運用手法が顧客のポートフォリオにレバレッジをかけて運用していると認められるものである場合に限り、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」(平成25年8月)の提言5を踏まえ、次の事項を記載するものであること。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">イ. <u>グローバル・データ：貸付可能資産合計額、運用財産に占める貸付証券の金額、及びレポ形式の取引の帳簿価格</u></p> <p style="padding-left: 40px;">ロ. <u>集中度に関するデータ：発行体が受け取った受入担保証券の上位10件、及びレポ形式の取引の取引相手の上位10件</u></p> <p style="padding-left: 40px;">ハ. <u>レポ形式の取引のデータ内訳：</u></p> <p style="padding-left: 80px;">a. <u>担保種別</u></p> <p style="padding-left: 80px;">b. <u>通貨別</u></p> <p style="padding-left: 80px;">c. <u>満期別(取引自体)</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) 投資信託財産運用報告書(全体版)の記載内容</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額</p>	<p>d. <u>地理別(取引相手)</u></p> <p>e. <u>現金担保と非現金担保</u></p> <p>f. <u>満期別(非現金担保)</u></p> <p>g. <u>決済・清算の方法別(三者間／中央清算機関／相対)</u></p> <p>ニ. <u>再利用及び再担保のデータ:再利用及び再担保に供した受入担保があれば、承認された最大額に占める割合。証券の種類について制限があれば、その情報</u></p> <p>ホ. <u>収益のデータ内訳:</u></p> <p>a. <u>証券の買戻又は売戻条件付売買</u></p> <p>b. <u>担保付きで行う証券の貸借取引</u></p> <p>c. <u>現金担保の再投資</u></p> <p>ヘ. <u>カストディアンの数及び各カストディアンが保管する資産の額</u></p> <p>ト. <u>取引相手が受領した証券の保管方法(分別勘定／合同運用勘定)</u></p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) 投資信託財産運用報告書(全体版)の記載内容</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 当期末現在において有価証券の貸付けを行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額 株式及び公社債に区分され、株式については総株数を、公社債については券面総額が表示されていること。</p> <p>⑨～⑳ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>VIII. 監督上の評価項目と諸手続 (登録金融機関)</p> <p>VIII-1 業務の適切性 (登録金融機関)</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ-2 (Ⅲ-2-3-4 (2)、Ⅲ-2-6 (1) ③及び⑤、Ⅲ-2-8 (3) 並びにⅢ-2-9を除く。)、Ⅳ-1-3、Ⅳ-3-1 (Ⅳ-3-1-2 (1)、Ⅳ-3-1-4 (4) 及びⅣ-3-1-5を除く。)、Ⅳ-3-2-3 (4)、Ⅳ-3-3 (Ⅳ-3-3-1 (1) から (3) まで、Ⅳ-3-3-2 (4) ③から⑧まで、Ⅳ-3-3-4 (1) 及び (2)</p>	<p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>ホ. 公社債の売買がレポ形式の取引に該当する場合は、上記 (1) ②の記載事項を準用していること。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 当期末現在において有価証券の貸付けを行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額 <u>イ. 株式及び公社債に区分され、株式については総株数を公社債については券面総額が表示されていること。</u> <u>ロ. 有価証券の貸付がレポ形式の取引に該当する場合は、上記 (1) ②の記載事項を準用していること。</u></p> <p>⑨～⑳ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>VIII. 監督上の評価項目と諸手続 (登録金融機関)</p> <p>VIII-1 業務の適切性 (登録金融機関)</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ-2 (Ⅲ-2-3-4 (2)、Ⅲ-2-6 (1) ③及び⑤、Ⅲ-2-8 (3) 並びにⅢ-2-9を除く。)、Ⅳ-1-3、Ⅳ-3-1 (Ⅳ-3-1-2 (1)、Ⅳ-3-1-4 (4) 及びⅣ-3-1-5を除く。)、Ⅳ-3-2-3 (4)、Ⅳ-3-3 (Ⅳ-3-3-1 (1) から (3) まで、Ⅳ-3-3-2 (4) ③から⑧まで、Ⅳ-3-3-4 (1) 及び (2)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>並びにIV-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。)、IV-3-4 (IV-3-4-4を除く。)、V-2-4 (V-2-4-4を除く。)、VI-2 (VI-2-2-1 (1) ⑦から⑨までを除く。) 及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2 (6) ③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>VIII-2 諸手続 (登録金融機関)</p> <p>VIII-2-2 承認及び届出等</p> <p>III-3-2 及びIV-4-2-4、IV-4-3並びにVI-3-2に準ずるものとする。</p>	<p>並びにIV-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。)、IV-3-4 (IV-3-4-4を除く。)、V-2-4 (V-2-4-4を除く。)、VI-2 (VI-2-2-1 (1) ⑦から⑨まで及びVI-2-2-5 (2) (3) を除く。) 及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2 (6) ③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>VIII-2 諸手続 (登録金融機関)</p> <p>VIII-2-2 承認及び届出等</p> <p>III-3-2 及びIV-4-2-4、IV-4-3並びにVI-3-2 (VI-3-2-3 (1) ②・(2) ⑥ホ・(2) ⑧ロを除く。) に準ずるものとする。</p>